

# Weekly Report

第716号  
令和5年10月2日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 10月から変わる主な制度等(税制関連以外)

◎**令和5年度地域別最低賃金の改定**……都道府県ごとの地域別最低賃金額は39円～47円の引上げが行われ、10月1日～14日までに順次発効されます。これにより改定額の全国加重平均額は1004円(前年度比43円引上げ)となります。原則として全ての労働者に適用されますので、必ず確認します。

◎**「年収の壁」対策**……配偶者(第2号被保険者)の被扶養者から外れて社会保険料の負担が発生する「年収の壁」対策として、①従業員100人超の企業に勤務する方の「106万(月額賃金8.8万円)の壁」については、キャリアアップ助成金を拡充し、事業主が収入を増加させる取組を行った場合に労働者1人当たり最大50万円の支援などを実施、②①以外での「130万円の壁」については一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能にします(連続2回まで)。

◎**ステルスマーケティング規制**……事業者(広告

主)による広告であることを消費者に隠して、第三者の感想等であるように誤認させる「ステルスマーケティング」は景品表示法の不当表示になります。

◎**消費者裁判手続特例法の改正**……不当な事業者に対して、特定適格消費者団体が消費者に代わって被害の集団的な回復を求める消費者団体訴訟制度について、\*対象となる損害に一定の慰謝料を追加、\*被告に事業者以外の一定の個人を追加、\*和解の早期柔軟化、などを実施します。

◎**その他**……\*コロナ治療薬の自己負担(3割負担の方で9千円)、\*NHK受信料引下げ、\*郵便物の特殊取扱料や国際郵便料等の引上げ、\*自筆証書遺言書保管制度の指定者通知の対象拡大、など。

## 平均給与は458万円で2年連続の増加

国税庁が公表した「令和4年分民間給与実態統計調査」によると、1年を通じて勤務した給与所得者数は5078万人(男性2927万人、女性2151万人、平均年齢47.0歳、平均勤続年数12.7年)で、その平均給与は前年比2.7%増の458万円(男性563万円、女性314万円)となり2年連続で増加しました。

給与階級別分布をみると、300万円超400万円以下が最も多く840万人(構成比16.5%)です。また令和2年から給与収入850万円を超える場合の給与所得控除額は195万円の上限が適用されていますが、800万円超の給与所得者は合計で554万人(同10.9%)となっています。

## ★★★ 10月のチェックポイント ★★★

※インボイス制度の開始。取引先のインボイス番号の収集など関係部署に周知させます。

※令和5年度の地域別最低賃金は10月以降に適用されます。

※7月に提出した健保・厚生「算定基礎届」に基づく新標準報酬月額で、原則10月に支給する給与から徴収を開始します。

※年末にかけての資金繰りを確認し、借入が必要な場合は、早めに金融機関へ相談します。

※人手不足の折から繁忙期の人材は早めに手配。